

令和7年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）の合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ オ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点: 20 点）

判決の基礎となる事実について、裁判官がその存在を確信した状態を（ ア ）という。ある事実が存在することについて裁判官がどの程度の心証を抱いたときにその事実が（ ア ）されたといえるかは、（ イ ）の問題として論じられている。判例は、（ イ ）について、その事実が存在することについての（ ウ ）の蓋然性であると理解し、通常人が合理的な疑いを差し挟まない程度の確信を持ちうるものであることと説明する。

訴訟物たる実体的権利関係を確定するためには（ ア ）を必要とするのに対し、派生的な手続事項については、（ ア ）に代えて、（ エ ）によることとされている。（ エ ）においては、一応確からしいという程度の心証を裁判官が抱いたときに、事実を認定できるとされる。また、（ エ ）の証拠方法については、（ オ ）に取り調べることができる証拠に限られている。

- II. 形成の訴えの具体例を 2 つ挙げなさい。

（配点: 10 点）

- III. 交通事故の被害者が損害の賠償を求める訴訟（前訴）を提起し、請求を認容する確定判決（前訴判決）を得たものの、前訴当時に予見できなかった後遺症が前訴の事実審口頭弁論終結後に発生し、損害が拡大したとする。この後遺症にかかる損害の賠償を求める訴え（後訴）における後遺症損害については、前訴判決の既判力によっては遮断されないと考えられており、これを正当化する複数の理論構成がありうる。複数のありえる理論構成について、7 行程度で説明しなさい。

（配点: 20 点）

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄（ ア ）～（ ケ ）に当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～③に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、法令名、条、項、号まで特定すること。）。なお、空欄エについては、（ ）内に示された語句のうちから適切なものを選択して答えなさい。また、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：30 点）

自白とは、自己の（ ア ）の全部又は（ イ ）を認める供述を言うところ、（ ① ）は、（ ② ）を受けて、（ ウ ）自白は証拠とすることができない旨規定している。

（ ① ）と（ ② ）の文言を比較すると、（ ① ）には「その他（ ウ ）自白」という文言が加えられている。そのため、（ ① ）と（ ② ）でその適用範囲に違いがあるようにも見えるところ、最高裁判例は、両者の適用範囲は（エ 同一・異なる）と解しているものと考えられている。そうすると、（ ② ）に明示されているのは、（ ウ ）自白の（ オ ）ということになる。

では、どのような場合に（ ウ ）自白として排除されるか。これは（ ウ ）自白が排除される根拠をどう考えるかによって変わってくる。

学説上、この根拠については3つの考え方がある。第1は、これらの自白は（ カ ）である可能性が高く、典型的に信用性が乏しいから、（ キ ）防止のために証拠能力は排除されるという見解である。第2は、（ ② ）は（ ③ ）の担保規定であり、（ ③ ）で保障された（ ク ）権を保障するために証拠能力は排除されるという見解である。第3は、捜査官の違法な行為に起因して得られた自白の証拠能力を排除することにより、（ ケ ）を抑止するためという見解である。実務では、自白の証拠能力が問題となる具体的事例に即し、上記第1の見解及び第2の見解を採り入れて総合的に判断しているものと考えられる。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

（配点：20 点）

1. 判例に照らし、前期設問 I の「その他（ ウ ）自白」となり得る具体例 2 つ。ただし、①及び②に明示的に規定されている類型は除く。（4 行）

2. 逮捕に伴う捜索・差押えにおいて捜索の対象とすることができる場所的範囲
(6行)

[このページは空白です。]